

教務関係規則（大学院）

目 次

1. 大学院共通	
(1) 奈良教育大学学則	2
(2) 奈良教育大学学位規則	21
(3) 奈良教育大学学位規則に関する細則	24
(4) 成績評価に関する申合せ	26
(5) 奈良教育大学科目等履修生規則	27
2. 専門職学位課程	
(1) 奈良教育大学大学院専門職学位課程履修規則	30
(2) 奈良教育大学大学院専門職学位課程長期履修学生取扱要項	32
(3) 奈良教育大学大学院専門職学位課程小学校教員免許取得プログラム に関する取扱要項	33
(4) 奈良教育大学大学院専門職学位課程特別支援学校教員免許取得プログラム に関する取扱要項	35
(5) 奈良教育大学大学院専門職学位課程科目等履修生規則	37
(6) 奈良教育大学大学院専門職学位課程特別聴講学生規則	40
(7) 奈良教育大学大学院専門職学位課程特別研究学生規則	42
(8) 奈良教育大学大学院専門職学位課程研究生規則	43
(9) 奈良教育大学大学院専門職学位課程既修得単位に関する取扱要項	45
(10) 大学院専門職学位課程研究生受入れに関する申合せ	46
(11) 奈良教育大学大学院専門職学位課程学生の科目等履修生規則の運用に係る 申し合わせ	47
(12) 大学院専門職学位課程において実習により修得する単位の免除に関する 取扱要項	48
3. 修士課程	
(1) 奈良教育大学大学院修士課程履修規則	49
(2) 学位論文及び卒業論文の審査項目等について	51
(3) 奈良教育大学大学院修士課程長期履修学生取扱要項	52
(4) 奈良教育大学大学院修士課程科目等履修生規則	53
(5) 奈良教育大学大学院修士課程特別聴講学生規則	56
(6) 奈良教育大学大学院修士課程特別研究学生規則	58
(7) 奈良教育大学大学院修士課程研究生規則	59
(8) 奈良教育大学大学院修士課程既修得単位に関する取扱要項	61
(9) 大学院修士課程研究生受入れに関する申合せ	63
(10) 奈良教育大学大学院修士課程学生の科目等履修生規則の運用に係る 申し合わせ	64
(11) 奈良教育大学と奈良女子大学との間における学生交流に関する協定書	65
(12) 奈良教育大学と奈良女子大学との間における学生交流に関する覚書	66
(13) 単位互換に関する協定書	67

1. 大学院共通

(1) 奈良教育大学学則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)

最近改正 令和 5 年 3 月 15 日教育大学則第 6 号

第 1 章 総則

第 1 節 目的

(目的)

第 1 条 奈良教育大学(以下「本学」という。)は、学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養とを備えた人材、特に有能な教育者を育てるとともに、この地方に特色のある文化の向上を図ることを目的とする。

第 2 節 学長及び職員等

(学長)

第 2 条 国立大学法人奈良国立大学機構組織運営通則(令和 4 年度機構通則第 1 号。以下「通則」という。)第 6 条の規定に基づき、本学に学長を置く。

2 学長に関し、必要な事項は、別に定める。

(職員)

第 3 条 本学の職員は、機構の大学教員、附属学校教員、事務職員等その他必要な職員をもって充てる。

(副学長)

第 4 条 本学に、副学長を置く。

2 副学長に関し、必要な事項は、別に定める。

第 3 節 教育研究評議会及び執行役会

(教育研究評議会)

第 5 条 通則第 11 条の規定に基づき、本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、本学に教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(執行役会)

第 6 条 通則第 12 条の規定に基づき、本学の運営に関する重要事項を審議するため、本学に執行役会を置く。

2 執行役会に関し、必要な事項は、別に定める。

第 4 節 委員会、室及び事務組織

(委員会及び室)

第 7 条 本学に、専門的事項を審議するため委員会を置く。

2 本学に、専門的事項を審議し処理するため室を置く。

3 前 2 項に規定する委員会及び室に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第 8 条 本学に、事務組織を置く。

2 事務組織に関し、必要な事項は、別に定める。

第2章 自己評価及び教育研究等の状況等の公表

(自己評価)

第9条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価(以下「自己点検評価」という。)を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己点検評価については、本学の職員以外の者による検証を受けるよう努めることとする。

3 自己評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者の評価を受けることとする。

4 自己点検評価の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況等の公表)

第10条 本学は、教育研究及び組織運営の状況等を公表する。

第3章 教育研究組織

第1節 学部及び大学院

(学部)

第11条 本学に、広く教育に関する理論と実践を深めることによって、豊かな人間性と高い教養を備え、教育の理論と実践に関する能力を有する教員及び教育者を養成するため、教育学部を置く。

(大学院)

第12条 本学に、広く教育関係諸科学を研究し、教育実践に関する科学的研究を深めることによって、豊かな人間性と高度の専門的教養を備え、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員及び教育者を養成するため、大学院教育学研究科を置く。

(学部及び大学院の長)

第13条 第11条に規定する教育学部に教育学部長、前条に規定する大学院教育学研究科に大学院教育学研究科長を置く。

2 教育学部長及び大学院教育学研究科長に関し、必要な事項は、別に定める。

第2節 図書館、センター及び附属学校

第14条 削除

(図書館)

第15条 本学に、教育及び研究に必要な図書その他の資料を効率的に収集・管理し、本学の学生及び職員等の利用に供するとともに、学術情報に関する便宜を提供するため、図書館を置く。

2 図書館に、教育資料館を置く。

3 図書館に関し、必要な事項は、別に定める。

(ESD・SDGsセンター)

第16条 本学に、SDGs(持続可能な開発目標)の達成に関わるESD(持続可能な開発のための教育)の推進についての研究開発及び実践を行い、持続可能な社会の創り手の育成

に寄与できる実践的指導力を持った教員の養成、学校支援及び地域支援に寄与するため、ESD・SDGs センターを置く。

2 ESD・SDGs センターに関し、必要な事項は、別に定める。

(情報センター)

第 17 条 本学に、全学共同利用施設として、情報基盤の運用を効率的に行い、情報セキュリティの推進、及び、本学における教育の情報化に関する研究に資するため、情報センターを置く。

2 情報センターに関し、必要な事項は、別に定める。

第 18 条 削除

(特別支援教育研究センター)

第 19 条 本学に、特別支援教育に関わる理論と実践に関する教育研究を総合的に行い、特別支援教育を担う人材の養成に寄与するとともに、地域における児童生徒等の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進に貢献するため、特別支援教育研究センターを置く。

2 特別支援教育研究センターに関し、必要な事項は、別に定める。

(理数教育研究センター)

第 20 条 本学に、理数教育に関わる理論と実践に関する教育研究を総合的に行い、理数教育を担う人材の養成に寄与するとともに、地域における児童生徒等の教育的ニーズに応じた理数教育の推進に貢献するため、理数教育研究センターを置く。

2 理数教育研究センターに関し、必要な事項は、別に定める。

(自然環境教育センター)

第 21 条 本学に、自然環境教育に関する基礎的研究を行い、自然環境教育を担う人材の養成に寄与するとともに、地域における児童生徒等の教育的ニーズに応じた自然環境教育の推進に貢献するため、自然環境教育センターを置く。

2 自然環境教育センターに関し、必要な事項は、別に定める。

(保健センター)

第 22 条 本学に、本学の学生及び職員の身体的、精神的健康の管理に関する専門的業務を行い、もって健康の保持増進を期するとともに、健康教育の推進に貢献するため、保健センターを置く。

2 保健センターに関し、必要な事項は、別に定める。

(附属学校)

第 23 条 本学に、本学における児童、生徒又は幼児の教育又は保育に関する研究、並びに教育実習計画に従い学生の教育実習を実施するため、附属中学校、附属小学校及び附属幼稚園(以下「附属学校」という。)を置く。

2 附属学校に関し、必要な事項は、別に定める。

第 3 節 教授会

(教授会)

第 24 条 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「学教法」という。)第 93 条の規定に基づき、本学に教授会を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

第4節 講座

(講座)

第25条 本学に、教員組織として、次の講座を置く。

学校教育、国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育、技術教育、家庭科教育、英語教育、教育連携、教職開発

2 講座に関し、必要な事項は、別に定める。

第4章 公開講座

(公開講座)

第26条 地域社会の教育と文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することとする。

2 公開講座に関し、必要な事項は、別に定める。

第5章 通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第27条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第28条 学年は2学期に分け、4月1日から9月30日までを前期、10月1日から翌年3月31日までを後期とする。

(休業日)

第29条 休業日を次のように定める。ただし、第四号以下各号の期間は、毎年度教育行事計画により定めるものとする。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 本学の開学記念日(11月18日)
- 四 春季休業日
- 五 夏季休業日
- 六 冬季休業日
- 七 学年末休業日

2 前項各号に掲げるもののほか、必要と認める場合には臨時休業を行う。

3 前2項の規定に関わらず、必要と認める場合には休業期間中に授業を行うことができる。

第2節 入学

(入学時期)

第30条 入学時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学の出願)

第31条 本学に入学を志願する者は、入学志願票に別に定める書類及び検定料を添え、所定の期日までに学長に願い出なければならない。

(合格者)

第 32 条 学長は、前条の志願者について選考のうえ、教授会の議を経て、合格者を決定する。

(入学手続き)

第 33 条 前条の合格者で、本学に入学しようとする者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 削除

3 削除

4 入学料の免除及び徴収猶予に関し、必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第 34 条 学長は、前条の規定により入学手続きを完了した者に対し、入学を許可する。

第 3 節 授業の方法及び単位

(授業の方法)

第 35 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

2 前項の授業は、別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

(単位制)

第 36 条 授業科目の履修は単位制とする。

2 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

一 講義及び演習については、15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

(単位の認定)

第 37 条 授業科目を履修した学生に対しては、単位を認定する。

2 単位の認定に関し、必要な事項は、別に定める。

第 3 節の 2 教育職員免許状及びその他の所要資格

(教育職員免許状)

第 38 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により所定の単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類は、別表のとおりとする。

(社会教育主事)

第 39 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)に規定する社会教育主事の所要資格を得ようとする者は、社会教育主事講習等規程(昭和 26 年文部省令第 12 号)に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 社会教育主事の資格取得に関する科目の履修方法は、別に定める。

(学校図書館司書教諭)

第 40 条 学校図書館法(昭和 28 年法律第 185 号)に規定する学校図書館司書教諭の所要資格を得ようとする者は、学校図書館司書教諭講習規程(昭和 29 年文部省令第 21 号)に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 学校図書館司書教諭の資格取得に関する科目の履修方法は、別に定める。

(保育士)

第 41 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する保育士となる所要資格を得ようとする学校教育教員養成課程教育発達専攻幼年教育専修の学生は、第 74 条に規定する単位を修得するほか、児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 保育士の資格取得に関する科目の履修方法は、別に定める。

(学芸員)

第 42 条 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)に規定する学芸員となる所要資格を得ようとする者は、博物館施行規則(昭和 30 年文部省令第 24 号)に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 学芸員の資格取得に関する科目の履修方法は、別に定める。

(その他の資格)

第 43 条 第 38 条から前条までに規定する資格以外の所要資格については、別に定める。

第 4 節 休学及び復学

(休学)

第 44 条 疾病又はその他の理由によって、引続き 2 月以上修学することができないと思われる者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学に関し、必要な事項は、別に定める。

(復学)

第 45 条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

第 5 節 退学及び除籍

(退学)

第 46 条 退学しようとする者は、学長に届け出て、了承を得なければならない。

(除籍)

第 47 条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- 一 第 65 条、第 91 条及び第 109 条に定める在学期間を超えた者
- 二 第 84 条及び第 117 条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 三 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

四 入学料の免除を申請した者のうち、免除が不許可になった者又は半額免除が許可になった者(所定の期日までに徴収猶予の申請をした者を除く。)で所定の期日までに入学料を納付しない者

五 入学料の徴収猶予を申請した者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第6節 検定料、入学料及び授業料

(授業料等の額)

第48条 授業料等の額に関し、必要な事項は、別に定める。

(授業料等の納入)

第49条 授業料等の納入に関し、必要な事項は、別に定める。

(授業料等の免除及び徴収の猶予)

第50条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者については、その者の願い出により、審査の上授業料の一部又は全部を免除することがある。

また、授業料の納付期において、納付が困難な者については、願い出により、徴収猶予を許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、大学が必要と認める場合は、願い出により授業料の徴収を一定期間猶予することがある。

3 その他、授業料等の免除及び徴収の猶予に関し、必要な事項は、別に定める。

(授業料等の返還)

第51条 授業料等の返還に関し、必要な事項は、別に定める。

(休学期間中の授業料)

第52条 削除

2 休学期間中の授業料に関し、必要な事項は、別に定める。

(転学、退学又は停学の場合の授業料)

第53条 転学、退学又は停学の場合の授業料に関し、必要な事項は、別に定める。

第7節 表彰及び懲戒

(表彰)

第54条 学術、課外活動及び社会活動等において優秀な学生は、表彰することがある。

2 表彰に関し、必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第55条 学生の本分に反する者があるときには、教授会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

一 性行不良で改善の見込みがない者

二 正当な理由がなくて出席が常でない者

三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第8節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第 56 条 本学において特定の専門的事項について研究しようとする者があるときは、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し、必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 57 条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、授業に支障のない場合に限り、科目等履修生として入学を許可し、単位を授与することができる。

2 科目等履修生に関し、必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 58 条 本学において、特定の授業科目を履修することを希望する他の大学の学生があるときは、当該他大学との協議に基づき、授業に支障のない場合に限り、所定の手続きを経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し、必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 59 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し、必要な事項は、別に定める。

第 9 節 学生宿舎及び学生会館

(学生宿舎及び学生会館)

第 60 条 本学に、学生宿舎及び学生会館を付設する。

2 学生宿舎及び学生会館に関し、必要な事項は、別に定める。

(寄宿料)

第 61 条 寄宿料に関し、必要な事項は、別に定める。

第 6 章 教育学部

第 1 節 課程、専攻、専修及び履修分野の設置、並びに入学定員及び収容定員等

(課程、専攻及び専修の設置、並びに入学定員及び収容定員)

第 62 条 教育学部(以下、本章において「学部」という。)に次の課程、専攻、専修を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

課程	専攻	専修	入学定員	収容定員
学校教育教員養成課程	教育発達	教育学	255 人	1,020 人
		心理学		
		幼年教育		
		特別支援教育		
	教科教育	国語教育		
		社会科教育		
		数学教育		
		理科教育		
		音楽教育		
		美術教育		

		保健体育		
		家庭科教育		
		技術教育		
		英語教育		
	伝統文化教育	書道教育		
		文化遺産教育		

(履修分野)

第 63 条 学校教育教員養成課程教科教育専攻の専修に初等教育履修分野(技術教育及び英語教育専修を除く。)及び中等教育履修分野を設ける。

(専修の履修定員)

第 64 条 学校教育教員養成課程教育発達専攻幼年教育専修における履修定員は、1 学年 15 人とする。

第 2 節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第 65 条 学部の修業年限は、4 年とする。

2 在学期間は、通算 8 年を超えてはならない。ただし、休学期間は在学年数に算入しない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、編入学した者に係る修業年限及び在学期間は別に定める。

第 3 節 入学資格等

(入学資格)

第 66 条 学部に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 中等教育学校を卒業した者
- 三 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- 四 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 五 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 六 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- 九 高等学校卒業程度認定審査規則(令和 4 年文部科学省令第 18 号)による高等学校卒業程度認定審査に合格した者

十 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
(編入学、転入学及び再入学)

第67条 本学学部へ編入学を希望する者があるときは、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することがある。

2 他の大学から本学学部へ転入学を希望する者、又はやむを得ない理由によって本学学部を退学した者で、再入学を希望する者があるときには、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

3 編入学及び転入学をした者の在学年数には、他の大学における在学年数を通算することができる。

4 編入学、転入学及び再入学に関し、必要な事項は、別に定める。

第4節 教育課程の編成及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第68条 学部は教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、課程、専攻、専修及び履修分野に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮するものとする。

(連携開設科目)

第69条 学部は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、前条第1項の規定にかかわらず、本学の設置者が設置する他の大学が本学と連携して開設する授業科目(以下「連携開設科目」という。)を、学部が自ら開設したものとみなすことができる。

(教育課程の編成方法)

第70条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 教育課程に関し、必要な事項は、別に定める。

(授業科目の区分及び履修方法等)

第71条 授業科目の区分は、共通科目、教科及び教職科目、専修専門等科目、自由科目及び卒業論文とする。

2 履修の方法に関し、必要な事項は、別に定める。

3 第1項に規定するもののほか、外国人留学生のための日本語教育及び日本事情に関する科目を開設する。

(成績評価基準等の明示等)

第72条 学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第73条 学部は、当該学部の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(卒業に必要な単位数)

第74条 卒業に必要な単位数は、134単位以上とする。

2 履修及び卒業論文に関し、必要な事項は、別に定める。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第75条 学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学学部における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第76条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で、本学学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第77条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を本学学部における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項及び第3項により修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第78条 教育上有益と認めるときは、学生が本学学部に入學する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学学部に入學した後の本学学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学学部に入學する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により単位を修得したものとみなし、又は与える場合は、教授会の議を経るものとし、その単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本学学部において修得した単位(第75条の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。)以外のものについては、第76条第2項及び第3項並びに前条第1項により本学学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、既修得単位等の認定に関し、必要な事項は、別に定める。

第5節 卒業及び学位

(卒業の認定)

第 79 条 学部にて 4 年以上在学し、第 74 条に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 35 条第 2 項の授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。

3 第 1 項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 75 条の規定により修得したものとみなすものとする単位数は 30 単位を超えないものとする。

(学位の授与)

第 80 条 卒業した者に対し、学長は卒業証書及び学士(教育)の学位を授与する。

2 学位の授与に関し、必要な事項は、別に定める。

第 6 節 留学、転専攻、転専修、転履修分野及び転学

(留学)

第 81 条 外国の大学に留学を希望する者は、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、第 65 条第 2 項に定める在学期間に含むものとする。

3 留学に関し、必要な事項は、別に定める。

(転専攻、転専修及び転履修分野)

第 82 条 学部の学生で、転専攻、転専修及び転履修分野を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学長が許可することがある。

2 転専攻、転専修及び転履修分野に関し、必要な事項は、別に定める。

(転学)

第 83 条 他の大学に転学を希望する者は、学長に届け出て、了承を得なければならない。

2 転学に関し、必要な事項は、別に定める。

第 7 節 休学の期間及び他大学の受験

(休学の期間)

第 84 条 休学の期間は 1 年を超えることはできない。ただし、特別の理由のあるときには、許可を得てさらに引き続き 1 年以内に限り、期間を延長することができる。

2 休学の期間は、通算 4 年を超えることはできない。ただし、特別な理由による休学において学長が認めたときは、その期間を通算しないことができる。

3 休学の期間は、第 65 条第 2 項に定める在学期間に含まないものとする。

(他大学の受験)

第 85 条 他の大学の入学試験を受験しようとする者は、学長に届け出て、了承を得なければならない。

第 7 章 大学院教育学研究科

第 1 節 課程、専攻等

(課程)

第 86 条 大学院教育学研究科(以下、本章において「研究科」という。)に修士課程及び専門職学位課程を置く。

2 前項の専門職学位課程は、教職大学院とする。

(課程の目的)

第 87 条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、教育関係諸科学の研究能力と教育に関わる人材として伝統文化の持続発展や国際理解教育の進展に寄与しうするための卓越した能力を培うことを目的とする。

2 専門職学位課程(教職大学院)は、高度の専門性が求められる教職を担うための深い学識及び卓越した教育実践能力を培うことを目的とする。

(専攻)

第 88 条 研究科の修士課程に伝統文化教育・国際理解教育専攻を置く。

2 研究科の専門職学位課程に教職開発専攻を置く。

(専修)

第 89 条 修士課程の専攻に伝統文化(書道を含む)教育・国際理解教育専修を置く。

第 2 節 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第 90 条 研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

課程	専攻	入学定員	収容定員
修士課程	伝統文化教育・国際理解教育専攻	20 人	40 人
専門職学位課程	教職開発専攻	50 人	100 人
合計		70 人	140 人

(標準修業年限)

第 91 条 研究科の標準修業年限は、2 年とする。ただし、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修するものとして許可を受けた者(以下「長期履修学生」という。)の修業年限は、標準修業年限に 2 年以内の年数を加えて許可された年数(以下「長期在学期間」という。)とする。

2 研究科の在学期間は、通算 4 年以内とする。ただし、長期履修学生の在学期間は、長期在学期間に 2 年を加えた年数以内とする。

第 3 節 教育課程、授業科目、単位、履修方法等

第 1 款 修士課程

(教育課程)

第 92 条 修士課程の教育課程については、必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に編成するものとする。

(授業科目、単位及び他大学との連携)

第 93 条 修士課程の授業科目及び単位数は、別に定める。

2 学生は、奈良教育大学大学院修士課程履修規則に基づき、30 単位以上を履修しなければならない。

3 修士課程において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院とあらかじめ協議のうえ、学生が当該他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

4 前項の規定により履修した授業科目については、10 単位を超えない範囲で、修士課程において単位を修得したものとみなすことができる。

5 修士課程において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等とあらかじめ協議のうえ、学生が当該他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第94条 修士課程は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 修士課程は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第95条 修士課程は、当該修士課程の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第96条 修士課程において教育上有益と認めるときは、学生が本学修士課程に入学する前に大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学修士課程入学後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、10単位を超えないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、既修得単位の認定に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究指導教員)

第97条 学長は、学生の入学後、教授会の議を経て、研究指導教員を定める。

(課程の修了)

第98条 修士課程に2年以上在学し、第93条第2項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者については、教授会の議を経て、学長が修士課程の修了を認定する。

2 修士課程に在学する者で優れた業績を上げたものに係る修士課程の修了の認定については、前項中「2年」とあるのは「1年」として同項の規定を適用する。

3 第1項に定める学位論文は、研究指導教員の許可を得て、作品及び関連論文をもって代えることができる。

(学位の授与)

第99条 修士課程を修了した者に対し、学長は修士(教育学)の学位を授与する。

2 学位の授与に関し、必要な事項は、別に定める。

第2款 専門職学位課程

(教育課程)

第100条 専門職学位課程は、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目、単位及び他大学との連携)

第 101 条 専門職学位課程の授業科目及び単位数は、別に定める。

- 2 専門職学位課程の学生は、奈良教育大学大学院専門職学位課程履修規則に基づき、46 単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園(以下「小学校等」という。))で行う実習に係る 10 単位を含む。)を履修しなければならない。
- 3 専門職学位課程において教育上有益と認めるときは、学生が本学専門職学位課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、5 単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。
- 4 専門職学位課程において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院とあらかじめ協議のうえ、学生が当該他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。
- 5 前項の規定により履修した授業科目については、第 3 項の規定により免除する実習の単位数と合わせて 23 単位を超えない範囲で、本学専門職学位課程において単位を修得したものとみなすことができる。

(連携協力校)

第 102 条 専門職学位課程は、前条第 2 項に規定する実習その他本学専門職学位課程の教育上の目的を達成するために必要な連携協力を行う小学校等を適切に確保するものとする。

- 2 連携協力校に関し、必要な事項は、別に定める。

(成績評価基準の明示等)

第 103 条 専門職学位課程は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 専門職学位課程は、学修の成果及び学位研究報告書に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 104 条 専門職学位課程は、当該専門職学位課程の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 105 条 専門職学位課程において教育上有益と認めるときは、学生が本学専門職学位課程に入学する前に大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学専門職学位課程入学後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第 101 条第 3 項の規定により免除する実習の単位数及び同条第 5 項の規定により本学専門職学位課程において単位を修得したものとみなす単位数と合わせて 23 単位を超えないものとする。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、既修得単位の認定に関し、必要な事項は、別に定める。

(現職教員の学生の履修方法の特例)

第106条 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第14条の趣旨に基づき、現職教員である学生は、履修方法の特例として、次の方法による教育を受けることができる。

- 一 第1年次は、在職校等における勤務を離れて学業に専念し、通常の状態による授業及び指導を受け、第2年次は在職校等に復帰し、通常の状態による授業及び指導並びに次号に定める夜間の授業等を受ける方法
- 二 在職校等に在籍し、11、12時限及び13、14時限に開講される授業及び指導(以下「夜間の授業等」という。)を受ける方法

2 前項の特例は、その研究教育上の効果が期待されると認められた場合に適用される。

3 特例の適用を受けようとする学生は、入学当初に指導教員の承認を得て教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

4 第1項の特例の許可を受けた学生は、第2年次においても定期的に通学し、授業及び指導を受け、合計7単位以上を修得しなければならない。

(奈良県公立学校教員採用候補者選考試験合格者である学生の履修方法の特例)

第107条 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第14条の趣旨に基づき、奈良県公立学校教員採用候補者選考試験合格者である学生は、履修方法の特例として、第1年次は学業に専念し、通常の状態による授業及び指導を受け、第2年次は勤務校に勤務しながら、通常の状態による授業及び指導並びに夜間の授業等を受けることができる。

2 前項の特例は、その研究教育上の効果が期待されると認めた場合に適用させる。

3 特例の適用を受けようとする学生は、入学当初に指導教員の承認を得て教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

4 第1項の特例の許可を受けた学生は、第2年次においても授業及び指導を受け、合計7単位以上を修得しなければならない。

(指導教員)

第108条 学長は、学生の入学後、教授会の議を経て、指導教員を定める。

(教員免許取得プログラム)

第109条 専門職学位課程における教育上の必要により、学生の小学校教員一種免許状又は特別支援学校教員一種免許状の取得に必要な単位数に基づき履修期間を1年又は2年とする教員免許取得プログラム(以下「プログラム」という。)を設ける。

2 専門職学位課程においてプログラムを履修するものとして入学時に許可を受けた者(以下「プログラム履修学生」という。)の標準修業年限は、第91条第1項の規定にかかわらず、研究科の標準修業年限にプログラムの履修期間を加えた年数とする。

3 プログラム履修学生の在学期間は、第91条第2項の規定にかかわらず、研究科の在学期間にプログラムの履修期間を加えた年数以内とする。

4 教員免許取得プログラムに関し、必要な事項は、別に定める。

(課程の修了)

第 110 条 専門職学位課程に 2 年以上在学し、第 101 条第 2 項に定める単位数を修得し、学位研究報告書の審査及び最終試験に合格した者については、教授会の議を経て、学長が専門職学位課程の修了を認定する。

(学位の授与)

第 111 条 専門職学位課程を修了した者に対し、学長は教職修士(専門職)の学位を授与する。

2 学位の授与に関し、必要な事項は、別に定める。

第 4 節 入学資格、転学、留学及び休学の期間

(入学資格)

第 112 条 研究科に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学(学教法第 83 条に規定する大学をいう。以下同じ。)を卒業した者
- 二 学教法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- 四 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 四の二 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 五 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定(昭和 28 年 2 月 7 日文部省告示第 5 号)した者
- 七 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、本学研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- 八 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- 九 本学研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

(転入学及び再入学)

第 113 条 本学研究科に転入学を希望する者又は本学研究科を退学した者で、2 年以内に再入学を希望する者があるときには、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(転学)

第 114 条 他の大学の大学院に転学を希望する者は、学長に届け出て、了承を得なければならぬ。

(転専攻、転専修)

第 115 条 転専攻、転専修を希望する者があるときには、選考のうえ、教授会の議を経て、許可することがある。

2 転専攻、転専修に関し、必要な事項は、別に定める。

(留学)

第 116 条 外国の大学の大学院に留学を志望する者は、学長に願い出て、その許可を得なければならぬ。

2 前項の規定により、留学した者については、第 93 条第 3 項及び第 4 項又は第 101 条第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。この場合において、第 93 条第 3 項及び第 101 条第 4 項中「他の大学」とあるのは「外国の大学」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の規定により留学した期間は、第 91 条第 2 項又は第 109 条第 3 項に定める在学期間に含むものとする。

(休学の期間)

第 117 条 休学の期間は、1 年を超えることはできない。ただし、特別の理由があるときは、許可を得てさらに引き続き 1 年以内に限り、期間を延長することができる。

2 休学の期間は、通算して 2 年を超えることはできない。ただし、特別な理由による休学において学長が認めたときは、その期間を通算しないことができる。

3 休学の期間は、第 91 条第 2 項又は第 109 条第 3 項に定める在学期間に含まないものとする。

第 5 節 長期履修学生

(長期履修学生)

第 118 条 学生が、長期履修学生として教育課程を履修しようとするときは、学長に願い出て、許可を得なければならぬ。

2 長期履修学生に関し、必要な事項は、別に定める。

第 6 節 特別研究学生

(特別研究学生)

第 119 条 他の大学の大学院又は外国の大学の大学院との協議に基づき、当該大学院の学生を特別研究学生として入学を許可し、本学研究科において研究指導を受けさせることができる。

2 特別研究学生に関し、必要な事項は、別に定める。

(検定料及び入学料の特例)

第 120 条 特別研究学生を志願する者に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

(授業料の特例)

第 121 条 国立大学の大学院の学生を特別研究学生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

- 2 公立大学若しくは私立大学又は外国の大学の大学院の学生を特別研究学生として受け入れる場合の授業料の額は、別に定める額とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
 2 改正後の学則は、平成 16 年 4 月 1 日以後に入学した者から適用し、その他の者については、なお従前の規定による。

(略)

附 則(令和 5 年 3 月 15 日教育大学則第 6 号)

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 38 条第 2 項関係)

取得できる教育職員免許状の種類

区分	課程等	免許状の種類	免許状の教科
教育学部	学校教育 教員養成 課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、工業、家庭、英語、書道、情報
		特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	
		養護教諭一種免許状	
大学院 教育学 研究科	教職開発 専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、農業、工業、商業、水産、商船、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教、情報、福祉
		特別支援学校教諭専修免許状 (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	

(2) 奈良教育大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 281 号)

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日教育大規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項の規定、並びに奈良教育大学学則(平成 16 年奈良教育大学規則第 1 号。以下「学則」という。)第 80 条第 2 項、第 99 条第 2 項及び第 111 条第 2 項の規定に基づき、奈良教育大学(以下「本学」という。)において授与する学位に関し必要な事項を定める。

(学位論文の提出)

第 2 条 学則第 98 条第 1 項の学位論文並びに同条第 3 項の作品及び関連論文(以下「学位論文等」という。)は、学長に提出するものとする。

(学位研究報告書の提出)

第 2 条の 2 学則第 110 条の学位研究報告書は、学長に提出するものとする。

(修士課程の審査及び最終試験)

第 3 条 学長は、第 2 条の学位論文等を受理したときは、教授会に当該学位論文等の審査及び最終試験の実施を付託するものとする。

- 2 教授会は、前項の付託を受けたときは、研究指導教員を含む教員 3 名以上をもって構成する審査委員会を設置し、これに当該学位論文等の審査及び最終試験を実施させるものとする。
- 3 審査委員会に主査 1 名及び副査 2 名以上を置くものとする。主査は研究指導教員をもって充て、副査はその他の審査委員をもって充てるものとする。
- 4 審査委員会が当該学位論文の審査にあたり、必要があると認めたときは、教授会の議を経て、審査協力者として他の大学院その他の研究機関等の教員等の協力を得ることができるものとする。
- 5 最終試験は、口述又は筆記により行うものとする。

(専門職学位課程の審査及び最終試験)

第 3 条の 2 学長は、第 2 条の 2 に定める学位研究報告書を受理したときは、教授会に学位研究報告書の審査及び最終試験の実施を付託するものとする。

- 2 教授会は、前項の付託を受けたときは、指導教員を含む教員 3 名以上をもって構成する審査委員会を設置し、これに学位研究報告書の審査及び最終試験を実施させるものとする。
- 3 審査委員会に主査 1 名及び副査 2 名以上を置くものとする。主査は指導教員をもって充て、副査はその他の審査委員をもって充てるものとする。
- 4 最終試験は、口述又は筆記により行うものとする。

(教授会への報告)

第 4 条 審査委員会は、学位論文等の審査及び最終試験を終了したときは、その結果を教授会に様式第 1 号により報告しなければならない。

2 審査委員会は、学位研究報告書の審査及び最終試験を終了したときは、その結果を教授会に様式第1号の2により報告しなければならない。

(議決)

第5条 教授会は、前条の報告に基づき、修士及び教職修士の学位の授与について議決する。

2 前項の議決には、出席構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(審査結果の報告)

第6条 教授会は、前条の規定により、修士の学位授与に関する議決を行ったときは、その氏名、学位論文審査の要旨及び結果を、文書をもって学長に報告しなければならない。

2 教授会は、前条の規定により、教職修士の学位授与に関する議決を行ったときは、その氏名及び学位研究報告書の審査の要旨及び結果を、文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の様式)

第7条 学則第80条第1項の規定により授与する学位の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 学則第99条第1項の規定により授与する学位の様式は、様式第3号のとおりとする。

3 学則第111条第2項の規定により授与する学位の様式は、様式第4号のとおりとする。

(学位の名称の使用)

第8条 学位の授与を受けた者は、学位の名称を用いるときは、当該学位名に「奈良教育大学」の名称を付記するものとする。

(学位の授与の取消)

第9条 修士及び教職修士の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、教授会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を還付させることがある。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学位授与に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和4年4月1日教育大規則第2号)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度入学生から適用する。

2 令和3年度までに入学した者については、改正後の第3条及び第3条の2の規定にかかわらず、なお従前の規定を適用する。

様式第3号 (学位規則第7条第2項)

第 号	令和 年 月 日	奈良教育大学長	印	本学大学院教育学研究科〇〇〇〇専攻修士課程において 所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格 したので修士(教育学)の学位を授与する	大学印	学位記
					氏名	本籍(都道府県名)
					年 月 日生	

様式第4号 (学位規則第7条第3項)

第 号	令和 年 月 日	奈良教育大学長	印	本学大学院教育学研究科教職開発専攻専門職学位課程に おいて所定の単位を修得し学位研究報告書の審査及び最 終試験に合格したので教職修士(専門職)の学位を授与 する	大学印	学位記
					氏名	本籍(都道府県名)
					年 月 日生	

(3) 奈良教育大学学位規則に関する細則

(平成16年4月1日規則第282号)

最近改正 平成20年7月24日規則第67号

(目的)

第1条 この細則は、奈良教育大学学位規則（平成16年奈良教育大学規則第281号。以下「学位規則」という。）第10条の規定に基づき、その運用に関し必要な事項を定める。

第1款 修士課程

(学位論文等の提出期限及び題目の提出)

第2条 学位規則第2条に規定する学位論文等の提出期限は、1月20日午後5時までとする。ただし、この日が土曜日又は日曜日であるときは、その直後の月曜日の午後5時までとする。

2 研究指導教員の認める理由により期限までに学位論文等を提出しなかった者及び学位論文等の審査に合格しなかった者は、翌年度の8月20日午後5時までに学位論文等を提出することができる。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

3 学位論文等を提出しようとする者は、奈良教育大学大学院修士課程に1年以上在学し、15単位以上を修得して、9月30日までに、研究指導教員の承認を得て、その題目を学長に届け出なければならない。

(学位論文等の審査請求届の提出期限)

第3条 学位論文等の審査を受けようとする者は、12月10日までに審査請求届を学長に提出しなければならない。ただし、前条第2項に規定する者は、翌年度の6月10日までとする。

(最終試験の実施期日)

第4条 学位規則第3条第5項に規定する最終試験は、2月14日までに行う。ただし、第2条第2項の定めるところにより学位論文等を提出した者については、翌年度の9月10日までに行う。

第2款 専門職学位課程

(学位研究報告書の提出期限及びテーマの提出)

第5条 学位規則第2条の2に規定する学位研究報告書の提出期限は、1月20日午後5時までとする。ただし、この日が土曜日又は日曜日であるときは、その直後の月曜日の午後5時までとする。

2 指導教員の認める理由により期限までに学位研究報告書を提出しなかった者及び学位研究報告書の審査に合格しなかった者は、翌年度の8月20日午後5

時までに学位研究報告書を提出することができる。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

- 3 学位研究報告書を提出しようとする者は、奈良教育大学大学院専門職学位課程に1年以上在学し、25単位以上を修得して、9月30日までに、指導教員の承認を得て、そのテーマを学長に届け出なければならない。

(学位研究報告書の審査請求届の提出期限)

第6条 学位研究報告書の審査を受けようとする者は、12月10日までに審査請求届を学長に提出しなければならない。ただし、前条第2項に規定する者は、翌年度の6月10日までとする。

(最終試験の実施期日)

第7条 学位規則第3条の2第3項に規定する最終試験は、2月14日までに行う。ただし、第6条第2項の定めるところにより学位研究報告書を提出した者については、翌年度の9月10日までに行う。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成20年7月24日規則第67号)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

(4) 成績評価に関する申合せ

(平成 21 年 3 月 6 日規則第 18 号)

最近改正 平成 31 年 2 月 21 日規則第 8 号

(趣旨)

- 1 この申合せは、奈良教育大学(以下「大学」という。)が実施する授業科目の成績評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(成績評価方法)

- 2 大学における学生の成績評価については、以下に示す評価の妥当性、信頼性及び評価方法の公平性の観点から行うものとする。

(評価の妥当性)

- 3 成績評価は、カリキュラム・フレームワークの指標等に基づいて設定される到達目標に対応する方法(定期試験・レポート・パフォーマンステスト・実技課題・学習への取組など。以下「定期試験等」という。)により行うものとし、その妥当性について説明できるものとする。

(評価の信頼性)

- 4 成績評価は、定期試験等における採点を適正に行うものとする。採点を正確に行うために、担当教員が一人の場合は、採点の基準を明確にする。また複数教員で担当する場合は、担当教員の合議により行うものとし、特定の教員の成績評価が過度に反映されないように配慮するものとする。

- 5 定期試験等の採点などの集計については適切に行い、集計された素点は 100 点満点で算出するものとする。

(評価方法の公平性)

- 6 成績評価は、定期試験だけでなく、適宜、授業内容に関する小レポートや実技課題などを求め、それを評価するものとする。

(成績評価に関する相談)

- 7 学生は成績評価に関する疑問点等について相談を申し入れることができる。相談に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この申合せは、平成 21 年 3 月 6 日から施行する。

(略)

附 則(平成 31 年 2 月 21 日規則第 8 号)

この申合せは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(5) 奈良教育大学科目等履修生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 261 号)

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日教育大規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 奈良教育大学学則(平成 16 年奈良教育大学規則第 1 号。以下「学則」という。)第 57 条第 2 項の規定に基づき、科目等履修生(以下「履修生」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第 2 条 履修生の入学資格は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 中等教育学校を卒業した者
- 三 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- 四 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 五 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 六 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- 九 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの
- 十 国費留学生(日本語・日本文化研修留学生)

(入学の出願)

第 3 条 履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、学長に願い出なければならない。ただし、本学大学院学生については別に定める。

- 一 入学願書
- 二 履歴書
- 三 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書
- 四 最終出身学校の成績証明書
- 五 現に勤務している者は、所属長の承諾書。ただし、現職教育のため任命権者の命により派遣される者及び産業教育振興法に基づく内地留学生については、その派遣書とする。

六 写真 1枚

(入学志願者の選考)

第4条 履修生の選考は、書類選考のほか、学力検査(実技検査を含む。)及び面接を行うことがある。

(合格者)

第5条 学長は、第3条の志願者について選考のうえ、教授会の議を経て、合格者を決定する。

(入学手続)

第6条 前条の合格した者で、本学に入学しようとする者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 納付された入学料は、返還しない。

(入学許可)

第7条 学長は、前条の規定により入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(入学の時期)

第8条 履修生の入学の時期は、各学期の始めとする。

(履修期間)

第9条 履修生の履修期間は、履修が許可された授業科目の開講学期とする。ただし、引き続き履修を希望する者については、入学を許可された年度の翌年度まで、許可を得て履修期間を延長することができる。

2 前項の規定に関わらず、第2条第4号に規定する履修生については、次年度にわたる一括期間を履修期間として許可することができる。

(単位認定)

第10条 履修生で講義、演習、実験、実習若しくは実技にきめられた回数出席して、試験に合格した者には、教授会の議を経て、学長が単位を与える。

2 履修生が1学期間に受講できる単位は、原則として5科目、10単位以内とする。ただし、本学大学院学生及び履修証明プログラム受講生については別に定める。

(単位修得証明書の交付)

第11条 履修生が、前条第1項により認定された単位については、単位修得証明書を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第12条 履修生の検定料、入学料及び授業料(以下「授業料等」という。)の額は、奈良国立大学機構における授業料その他の費用を定める規程(令和4年度機構規程第72号)に定めるとおりとする。

2 検定料は、入学の志望を受理されたとき、入学料は入学手続を行うとき、授業料は、前期は5月末日までに、後期は11月末日までに、それぞれ納付しなければならない。

3 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員及び産業教育振興法(昭和26年法律第228号)に基づく内地留学生に対する授業料等は、徴収しない。ただし、単位の認定を受けようとする者については授業料を納めなければならない。

- 4 本学と諸外国の大学との間において締結された大学間交流協定及び学部間交流協定（以下「協定」という。）に基づく外国人留学生のうち、協定又はその附属文書等において、授業料等が相互に不徴収と定められている場合は、これらを徴収しない。
- 5 本学大学院生に対する授業料等については、別に定める。
- 6 納付された授業料等は、返還しない。ただし、次の各号に該当する場合は、本人の申し出により当該授業科目に係る授業料に相当する額を返還することができる。
 - 一 授業科目が不開講となった場合
 - 二 時間割が変更となり、履修が不可能な場合
(在学期間等の変更)

第13条 履修生が、特別な事情により、履修の取りやめ又は在学期間等の変更をする場合は、学長に願い出なければならない。
(退学)

第14条 履修生が、本学の規定に違反し又は成業の見込みがないと認められる場合には、学長は、教授会の議を経て退学を命ずることができる。
(学則の準用)

第15条 この規則に定めるもののほか、履修生に関し必要な事項は、学則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和4年4月1日教育大規則第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2. 専門職学位課程

(1) 奈良教育大学大学院専門職学位課程履修規則

(平成 20 年 4 月 1 日規則第 10 号)

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日教育大規則第 2 号

(目的)

第 1 条 奈良教育大学学則(平成 16 年奈良教育大学規則第 1 号)第 101 条に規定する、奈良教育大学大学院専門職学位課程履修規則を定める。

(学生の研究指導等)

第 2 条 学生は、授業科目の履修等に関して、指導教員の指導を受けなければならない。

2 指導教員は、学生の申請に基づいて、教授会の議を経て学長が決定する。

(授業科目)

第 3 条 授業科目は、専攻共通科目(共通五領域)、実践科目(実習科目、演習科目)、研究科目及び専門科目から成る。

2 開設授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修単位及び履修方法等)

第 4 条 学生は、授業科目からそれぞれ次の単位数以上を別表により履修しなければならない。

一 専攻共通科目(共通五領域) 16 単位(各領域 2 単位以上必修)

二 実践科目 14 単位(実習科目 10 単位、演習科目 4 単位)

三 研究科目 4 単位

四 専門科目 12 単位

2 実践科目の実習科目について、「課題探求実習」5 単位と、「課題解決実習 A」5 単位又は「課題解決実習 B(特別支援教育)」5 単位を必修とする。

(実習科目の免除)

第 5 条 現職教員である学生については、実践科目における実習科目のうち「課題探求実習」を免除できるものとする。

2 実習科目の免除要件は次のとおりとし、該当する学生で免除を希望する場合は、「実習科目免除願」を、入学後所定の期間内に学長に提出するものとする。

実習の種類	単位数	免除要件
課題探求実習	5	教職経験のある学生が、口頭試問及びレポート等により当該実習科目の到達目標基準に到達していると判断された場合

3 前項に定めるもののほか、実習科目の免除に関し、必要な事項は、別に定める。

(履修届)

第 6 条 学生は、当該学年内に履修しようとする授業科目について、所定の履修届を期日までに届けるものとする。

(履修できる単位数の制限)

第 7 条 履修科目の登録は、年間 39 単位を上限とする。

(小学校教員免許取得プログラムの受講)

第8条 小学校教員免許状を取得することを目的としたプログラム(以下「小学校教員免許取得プログラム」という。)の受講を許可された学生は、本学教育学部において開設する授業科目のうち、小学校教員免許状(一種)を取得するために必要な授業科目を履修することができる。

2 小学校教員免許取得プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 前2項の規定により授業科目を履修し、当該授業科目の定期試験に合格した学生には所定の単位を与えるものとする。

(特別支援学校教員免許取得プログラムの受講)

第8条の2 特別支援学校教員免許状を取得することを目的としたプログラム(以下「特別支援学校教員免許取得プログラム」という。)の受講を許可された学生は、本学教育学部において開設する授業科目のうち、特別支援学校教員免許状(一種)を取得するために必要な授業科目を履修することができる。

2 特別支援学校教員免許取得プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 前2項の規定により授業科目を履修し、当該授業科目の定期試験に合格した学生には所定の単位を与えるものとする。

(成績評価等)

第9条 成績評価は、A(100-90)、B(89-80)、C(79-70)、D(69-60)及びE(59-0)の5段階の評語をもって表し、A、B、C及びDを合格とし、単位を認定する。

(学部授業科目の履修)

第10条 学生は、高度専門職業人として教育上有益となる場合に限り、奈良教育大学教育学部において開設する授業科目を履修することができる。

2 前項の規定に基づき履修し修得した単位は、第4条第1項各号に掲げる単位数には含まないものとする。ただし、履修する単位は第7条に規定する年間履修単位数制限内とする。

3 第1項の学部授業科目の履修については別に定める。

(修士課程授業科目の履修)

第11条 学生は、奈良教育大学大学院教育学研究科修士課程が開設する授業科目について、授業担当教員の許可を得て、在学中12単位までの範囲で履修することができる。

2 前項の規定に基づき履修し修得した単位は「その他科目」とし、第4条第1項各号に掲げる単位数には含まないものとする。ただし、履修する単位は第7条に規定する年間履修単位数制限内とする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和4年4月1日教育大規則第2号)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度入学生から適用する。

2 令和3年度までに入学した者については、従前の規定を適用する。

(2) 奈良教育大学大学院専門職学位課程長期履修学生取扱要項

(平成 20 年 3 月 14 日規則第 11 号)

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日教育大要項等

第 1 趣旨

この要項は、奈良教育大学学則(平成 16 年奈良教育大学規則第 1 号)第 118 条第 2 項の規定に基づき、専門職学位課程の長期履修学生に関し必要な事項を定める。

第 2 対象者

長期履修学生を希望することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 職業を有している者
- 二 家事、出産、育児、介護等を行う必要がある者
- 三 障害のある者

第 3 申請

長期履修学生として、教育課程を履修することを希望する者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期間内に、学長に提出しなければならない。

- 一 長期履修願
- 二 第 2 のいずれかの号に該当することを証明する書類
- 三 勤務先の所属長の承諾書(現職教員のみ)

第 4 在学期間の変更

長期履修学生が、長期在学期間の延長又は短縮を希望する場合は、次の各号に掲げる書類を、所定の期間内に、学長に提出しなければならない。

- 一 長期在学期間変更願
- 二 勤務先の所属長の承諾書(現職教員のみ)

第 5 審査

第 3 及び第 4 の提出書類については、審査を行い、教授会の議を経て、学長が許可することができる。

第 6 開始時期、期間

長期履修の開始時期は学年の初めとし、その期間は 1 年単位とする。

第 7 授業料

長期履修学生の授業料の額は、奈良国立大学機構における授業料その他の費用を定める規程(令和 4 年度機構規程第 72 号)に定めるとおりとする。

第 8 雑則

この要項に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日教育大要項等)

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(3) 奈良教育大学大学院専門職学位課程小学校教員免許取得プログラムに関する取扱要項

(平成 20 年 3 月 14 日規則第 12 号)

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日教育大要項等

第 1 趣旨

奈良教育大学大学院専門職学位課程履修規則第 8 条の規定に基づき、小学校教員免許取得プログラム(以下「プログラム」という。)の実施に関する事項は、この取扱要項の定めるところによる。

第 2 資格

プログラムの受講を申請することができる者は、本学大学院専門職学位課程に入学した者で、小学校教員免許状(一種)を取得していない者とする。

第 3 申請

プログラムの受講を希望する者は、別に定める申請書を、入学後所定の期日までに、教務課に提出しなければならない。

第 4 標準修業年限

プログラム受講者の標準修業年限は、次のとおりとする。

- 一 50 単位を超えない単位修得により、小学校教員免許状(一種)を取得可能な者 3 年
- 二 一以外の者、及び一に該当する者で 4 年を希望する者 4 年

第 5 プログラム受講可否の決定

プログラム受講の可否は、第 3 により申請した者について、教授会の議を経て決定する。

第 6 教職開発専攻教育課程の履修要件及び年次

プログラム受講者は、小学校教員免許状(一種)の取得要件を備えたうえで、3 年コースは 2 年次より、4 年コースは 3 年次より教職開発専攻の教育課程を履修するものとする。

第 7 教職開発専攻教育課程授業科目の履修

第 6 の規定にかかわらず、プログラム受講者は、プログラムの受講に支障がない場合で、指導教員及び授業担当教員の許可を得て、次の教職開発専攻教育課程の授業科目を履修することができるものとする。

- 一 「専攻共通科目(共通五領域)」の各領域の授業科目
- 二 「実習科目」の「へき地学校実習」

第 8 特別支援教育に関する学部科目の履修

プログラム受講者は、プログラムの受講に支障がない場合で、指導教員及び授業担当教員の許可を得て、本学教育学部において開設する「特別支援教育に関する科目」を履修することができるものとする。

第 9 履修登録できる単位数の制限

プログラム期間中の 1 年間に履修登録できる単位数の合計は、第 7 及び第 8 により履修登録する単位数と合わせて、50 単位までとする。

第10 受講の中止

プログラム受講者が、同プログラムの受講を中止する場合は、あらかじめ指導教員の承認を得て、別に定める受講中止申請書を教務課に提出しなければならない。

第11 雑則

この要項に定めるほか、プログラムに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和4年4月1日教育大要項等)

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

(4) 奈良教育大学大学院専門職学位課程特別支援学校教員免許取得 プログラムに関する取扱要項

(平成 28 年 1 月 28 日規則第 5 号)

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日教育大要項等

第 1 趣旨

奈良教育大学大学院専門職学位課程履修規則(平成 20 年規則第 10 号。以下「履修規則」という。)第 8 条の 2 の規定に基づき、特別支援学校教員免許取得プログラム(以下「プログラム」という。)の実施に関する事項は、この取扱要項の定めるところによる。

第 2 資格

プログラムの受講を申請することができる者は、本学大学院(専門職学位課程)に入学した者で、学士の学位を有し、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有している者とする。

第 3 申請

プログラムの受講を希望する者は、別に定める申請書を、入学後所定の期日までに、教務課に提出しなければならない。

第 4 標準修業年限

プログラム受講者の標準修業年限は、3 年とする。

第 5 プログラム受講可否の決定

プログラム受講の可否は、第 3 により申請した者について、教授会の議を経て決定する。

第 6 教職開発専攻教育課程の履修要件及び年次

プログラム受講者は、原則として、「障害児教育実習(事前・事後指導 1 単位を含む。)」の単位取得を除く特別支援学校教員免許状(一種)の取得要件を備えたうえで、2 年次より教職開発専攻の教育課程を履修するものとする。

第 6 の 2

プログラム受講者は、原則として、2 年次に「障害児教育実習(事前・事後指導 1 単位を含む。)」を履修するものとする。なお、その履修する単位は、履修規則第 7 条に規定する年間履修単位数制限内とする。

第 7 教職開発専攻教育課程授業科目の履修

第 6 の規定にかかわらず、プログラム受講者は、プログラムの受講に支障がない場合で、指導教員及び授業担当教員の許可を得て、次の教職開発専攻教育課程の授業科目を履修することができる。

- 一 「専攻共通科目(共通五領域)」の各領域の授業科目
- 二 「実習科目」の「課題探求実習」
- 三 「実習科目」の「へき地学校実習」

第 8 履修登録できる単位数の制限

プログラム期間中の1年間に履修登録できる単位数の合計は、第7により履修登録する単位数と合わせて、50単位までとする。

第9 受講の中止

プログラム受講者が、同プログラムの受講を中止する場合は、あらかじめ指導教員の承認を得て、別に定める受講中止申請書を教務課に提出しなければならない。

第10 雑則

この要項に定めるほか、プログラムに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和4年4月1日教育大要項等)

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

(5) 奈良教育大学大学院専門職学位課程科目等履修生規則

(令和3年10月28日規則第53号)

最近改正 令和4年4月1日教育大規則第2号

(趣旨)

第1条 奈良教育大学学則(平成16年奈良教育大学規則第1号。以下「学則」という。)第57条第2項の規定に基づき、科目等履修生(以下「履修生」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 履修生の入学資格は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学をいう。以下同じ。)を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 五 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定(昭和28年2月7日文部省告示第5号)した者
- 七 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本学研究科において認めた者
- 八 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 九 本学研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(入学の出願)

第3条 履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて学長に願い出なければならない。

- 一 入学願書
- 二 履歴書
- 三 前条第一号に該当する者にあつては、最終出身大学の卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書
- 四 前条第二号、第三号又は第四号に該当する者にあつては、当該事実を証明する資料
- 五 最終出身学校の成績証明書

六 現に勤務している者は、所属長の承諾書。ただし、現職教育のため任命権者の命により派遣される者及び産業教育振興法に基づく内地留学生については、その派遣書とする。

七 写真 1枚

(入学志願者の選考)

第4条 履修生の選考は、書類選考のほか、学力検査（実技検査を含む。）及び面接を行うことがある。

(合格者)

第5条 学長は、第3条の志願者について選考のうえ、教授会の議を経て、合格者を決定する。

(入学手続)

第6条 前条の合格した者で、本学に入学しようとする者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 納付された入学料は、返還しない。

(入学許可)

第7条 学長は、前条の規定により入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(入学の時期)

第8条 履修生の入学の時期は、各学期の始めとする。

(履修期間)

第9条 履修生の履修期間は、履修が許可された授業科目の開講学期とする。ただし、引き続き同一科目の履修を希望する者については、入学を許可された年度の翌年度まで、許可を得て履修期間を延長することができる。

(単位認定)

第10条 履修生で講義、演習、実験、実習又は実技に決められた回数出席して試験に合格した者には、教授会の議を経て、単位を与える。

2 履修生が1年間に受講できる授業科目の単位数は、6単位以内とする。

(単位修得証明書の交付)

第11条 履修生が前条第1項により認定された単位については、申請により単位修得証明書を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第12条 履修生の検定料、入学料及び授業料（以下「授業料等」という。）の額は、奈良国立大学機構における授業料その他の費用を定める規程（令和4年度機構規程第72号）に定めるとおりとする。

2 検定料は、入学の志望を受理されたとき、入学料は入学を許可されたとき、授業料は、前期は5月末日までに、後期は11月末日までに、それぞれ納付しなければならない。

3 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員及び産業教育振興法（昭和26年法律第228号）に基づく内地留学生に対する授業料等は、徴収しない。ただし、単位の認定を受けようとする者については、授業料を納めなければならない。

4 納付された授業料等は、返還しない。ただし、次の各号に該当する場合は、本人の申し出により授業料を返還することができる。

一 授業科目が不開講となった場合

二 時間割が変更となり、履修が不可能な場合

(在学期間等の変更)

第 13 条 履修生が、特別な事情により、履修を取りやめ又は在学期間等を変更しようとする場合は、学長に願い出なければならない。

(退学)

第 14 条 履修生が、本学の規則に違反し又は成業の見込みがないと認められた場合には、学長は教授会の議を経て退学を命ずることができる。

(学則の準用)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、履修生に関し必要な事項は、学則の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日教育大規則第 2 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(6) 奈良教育大学大学院専門職学位課程特別聴講学生規則

(令和3年10月28日規則第54号)

最近改正 令和4年4月1日教育大規則第2号

(趣旨)

第1条 奈良教育大学学則(平成16年奈良教育大学規則第1号。以下「学則」という。)第58条第2項の規定に基づき、大学院専門職学位課程特別聴講学生(以下、「特別聴講学生」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 特別聴講学生の入学資格は、本学が学生交流に関する協定を締結した他大学の大学院の学生で、教育上有益と認められたものとする。

(入学の出願)

第3条 特別聴講学生として入学を志願する者は、所属の大学を通じて次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 入学願書
- 二 所属大学長の推薦書
- 三 健康診断書
- 四 写真

(入学の時期)

第4条 入学の時期は、原則として学期の始めとする。

- 2 外国の大学院の学生を特別聴講学生として受け入れる場合において特別の事情があると認めるときは、その入学の時期は、前項の規定にかかわらず、その都度定める。

(入学の許可)

第5条 特別聴講学生の入学許可は、所定の手続きを行った者について、教授会の議を経て、学長が決定する。

(在学期間)

第6条 在学期間は、1年以内とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、教授会の議を経て、在学期間の延長を許可することがある。

(検定料、入学料及び授業料)

第7条 検定料及び入学料は徴収しない。

- 2 特別聴講学生が国立の大学院の学生であるときは、授業料は徴収しない。
- 3 特別聴講学生が公立、私立及び外国の大学院の学生であるときは、奈良国立大学機構における授業料その他の費用を定める規程(令和4年度機構規程第72号)に定める額の授業料を徴収するものとする。ただし、外国の大学との協定において、授業料が相互に不徴収とされている場合には徴収しない。
- 4 納付された授業料は、返還しない。

(単位の修得等)

第8条 受講及び単位の修得については、大学院専門職学位課程の履修規則を適用する。

(単位の授与)

第9条 前条により単位を修得し、教授会において単位を認定されたときは、単位を与え証明書を交付する。

(在学期間等の変更)

第10条 特別聴講学生が、止むを得ない理由により聴講の取りやめ、又は、在学期間等の変更をする場合は、書類をもって学長に願い出なければならない。

(退学)

第11条 特別聴講学生が、本学の規則に違反し、又は成業の見込みがないと認められる場合には、学長は、教授会の議を経て退学を命ずることがある。

(学則の準用)

第12条 この規則に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、学則の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日教育大規則第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(7) 奈良教育大学大学院専門職学位課程特別研究学生規則

(令和3年10月28日規則第55号)

最近改正 令和4年4月1日教育大規則第2号

(趣旨)

第1条 奈良教育大学学則(平成16年奈良教育大学規則第1号。以下「学則」という。)第119条第2項の規定に基づき、大学院専門職学位課程特別研究学生(以下「特別研究学生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(受入れの許可)

第2条 特別研究学生の受入れは、教授会の議を経て、学長が許可する。

(入学の時期)

第3条 特別研究学生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(検定料、入学料及び授業料)

第4条 特別研究学生については、検定料及び入学料は徴収しない。

2 特別研究学生が公立、私立及び外国の大学院の学生であるときは、奈良国立大学機構における授業料その他の費用を定める規程(令和4年度機構規程第72号)に定める額の授業料を徴収するものとする。ただし、国立大学の大学院学生、大学間特別研究学生交流協定に基づく特別研究学生及び大学間交流協定に基づく外国人留学生については、授業料は徴収しない。

3 納付された授業料は、返還しない。

(研究期間)

第5条 研究期間は、1年を超えないものとする。

(学則の準用)

第6条 この規則に定めるもののほか、特別研究学生に関し必要な事項は、学則の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日教育大規則第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(8) 奈良教育大学大学院専門職学位課程研究生規則

(平成 21 年 7 月 30 日規則第 48 号)

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日教育大規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 奈良教育大学学則(平成 16 年奈良教育大学規則。以下「学則」という。)第 56 条第 2 項に基づき、大学院専門職学位課程研究生(以下、「研究生」という。)について必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 本学において特定の教育実践領域について高度な専門研究を行う者に対し、その研究に関する知識及び技能を修得させ、研究の成果をあげさせることを目的とする。

(入学資格)

第 3 条 研究生の入学資格は、大学院修了者で教育職員免許法に定める教育職員免許状を有している者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、特定の領域について研究成果をあげ得ると認められる者とする。

(入学志願)

第 4 条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に定める書類に検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- 一 入学願書
- 二 履歴書
- 三 最終出身学校の卒業(修了)証明書及び成績証明書
- 四 研究主題についての研究歴及び研究計画を記したものの
- 五 研究の指導を受けようとする教員の内諾書
- 六 教育職員免許状授与証明書
- 七 現職教員については、所属長の承諾書
- 八 写真 1 枚

(研究生の選考)

第 5 条 研究生の選考は、書類選考のほか、学力検査(実技検査を含む。)及び面接を行うことがある。

(入学手続及び入学許可)

第 6 条 学長は、教授会の議を経て、合格者を決定する。

- 2 合格した者は、入学料を添えて所定の手続きをとらなければならない。
- 3 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(入学の時期)

第 7 条 研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(研究期間)

第 8 条 研究期間は、入学を許可された年度の 1 年以内とする。ただし、引続き研究を希望する者は、通算 2 年の範囲内で許可を得てこの期間を延長することができる。

(指導教員等)

第9条 研究生の指導教員(以下「研究生指導教員」という。)は、研究課題に応じ学長が定める。

- 2 研究生は、特定の研究課題について研究生指導教員の指導を受けるほか、研究生指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、他の学生の教育に支障のない範囲において当該研究に関連のある授業の聴講が認められる。ただし、単位を修得することはできない。

(研究の修了)

第10条 研究生が所定の期間在学し、その研究を終えた場合には、研究成果の概要等を記載した研究修了届を研究生指導教員を経て学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、研究修了者に対し、研究を修了した旨の証明書を交付することができる。

(検定料、入学料及び授業料)

第11条 研究生の検定料、入学料及び授業料(以下「授業料等」という。)の額は、奈良国立大学機構における授業料その他の費用を定める規程(令和4年度機構規程第72号)に定めるとおりとする。

- 2 研究生の授業料は、4月よりの6か月分については5月末日までに、10月よりの6か月分については11月末日までに納入しなければならない。ただし、研究期間が6か月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納入しなければならない。
- 3 現職教育のため任命権者の命により派遣された者及び産業教育振興法(昭和26年法律第228号)に基づく内地留学生に対する授業料等は、徴収しない。
- 4 納付された授業料等は、返還しない。ただし、授業料を納入した研究生が在学中に研究の中止を認められ、授業料の返還を申し出た場合は、研究中止月の翌月以降分の授業料を返還することができる。

(実験実習費)

第12条 研究生の実験、実習等に要する費用は、研究生の負担とすることがある。

(研究の中止)

第13条 研究を中止しようとするときは、研究生指導教員を経て、学長に届け出るものとする。

(除籍)

第14条 研究生として不相当と認められる行為があったとき又は第11条第2項に定める授業料納入期間内に授業料を納めないときは、教授会の議を経て、学長がこれを除籍する。

(学則の準用)

第15条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、学則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成21年7月30日から施行する。

(略)

附 則(令和4年4月1日教育大規則第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(9) 奈良教育大学大学院専門職学位課程既修得単位に関する取扱要項

(平成 20 年 3 月 14 日規則第 13 号)

最近改正 令和 5 年 1 月 25 日教育大要項等

- 1 奈良教育大学学則(平成 16 年奈良教育大学規則第 1 号。以下「学則」という。)第 10 条による既修得単位の認定に関する事項は、この取扱要項の定めるところによる。
- 2 既修得単位の認定条件は、学則第 105 条第 2 項の範囲内で、他の大学院において修得した授業科目の授業内容が同一程度のものであると判断した場合に限り、本学大学院専門職学位課程において開設している「専門科目」として認定する。なお、他の教職大学院において修得した授業科目については、「専攻共通科目(共通五領域)」として認定することができるものとする。ただし、他の大学院において修得した単位数が、本学のそれに満たない場合は認定を行わない。
- 3 前項で認定しようとする科目が、教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める科目のうちの領域に関する専門的事項に関する科目及び教科に関する専門的事項に関する科目以外の科目である場合は、前項の規定にかかわらず、認定課程を有する大学院(授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学院含む。)において修得した単位に限り認定するものとする。
- 4 既修得単位の単位認定を受けようとする者は、次の書類を入学した年の原則として、前期履修登録日までに、教務課に提出しなければならない。
 - 一 既修得単位認定願(別紙様式 1)
 - 二 授業科目明細書(別紙様式 2)
 - 三 成績証明書
 - 四 その他本学が必要と認めた書類(教育職員免許法第 7 条に定める学力に関する証明書等)
- 5 既修得単位にかかる授業科目の判定は、当該授業科目を担当する教員が行い、その意見書を添付する。
- 6 前項で判定された授業科目についての審議は、教務委員会が行う。
- 7 既修得単位を認定された者の学籍簿の取扱は、次により処理する。
 - 一 認定された当該授業科目は、学期欄に「認定」と記入する。
 - 二 「「認定」は、学則第 105 条による」旨を記入する。
- 8 この取扱要項により、既修得単位を認定された者は、認定された単位に換えて他の科目の履修をし、学習内容の豊富化を図るものとする。

附 則

この取扱要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(令和 5 年 1 月 25 日教育大要項等)

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(10) 大学院専門職学位課程研究生受入れに関する申合せ

(平成 21 年 7 月 30 日規則第 49 号)

最近改正 令和 5 年 1 月 25 日教育大要項等

- 1 奈良教育大学大学院専門職学位課程研究生規則(以下「規則」という。)第 3 条に定める入学資格は、大学院修了者で教育職員免許法に定める教育職員免許状を有している者のほか次の各号の一に該当する者とする。
 - 一 教育職員免許法に定める教育職員免許状を有し、研究生としての研究計画に係わる教育・研究又は業務に大学卒業後 3 年以上(短期大学卒業の場合は 5 年以上)従事している者
 - 二 教員研修留学生制度に基づく留学生
 - 三 外国政府派遣制度に基づく留学生
- 2 規則第 4 条に定める願い出に当たっては、希望する研究生指導教員の内諾を得るものとする。

附 則

この取扱要項は、平成 21 年 7 月 30 日から施行する。

(略)

附 則(令和 5 年 1 月 25 日教育大要項等)

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(11) 奈良教育大学大学院専門職学位課程学生の科目等履修生規則の運用に係る申し合わせ

(平成 20 年 3 月 14 日規則第 14 号)

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日教育大要項等

- 1 この申し合わせは、奈良教育大学科目等履修生規則(平成 16 年奈良教育大学規則第 261 号。以下「規則」という。)第 3 条、第 10 条第 2 項及び第 12 条第 5 項の規定に基づき、奈良教育大学大学院専門職学位課程学生の学部授業科目の履修に関し、必要な事項を定める。
- 2 規則第 3 条に定める出願書類については、大学院専門職学位課程学生用学部科目等履修生入学願書とし、その他の書類については省略できるものとする。
- 3 規則第 10 条第 2 項に定める受講できる単位数は、在学中に 12 単位以内とする。
- 4 「教育実習」については、履修を認めないものとする。
- 5 小学校教員免許プログラム受講学生については、3 年コースの者は 2 年次以降、4 年コースの者は 3 年次以降に、特別支援学校教員免許取得プログラム受講学生については、2 年次以降に履修できるものとする。
- 6 規則第 12 条第 5 項に定める検定料、入学料及び授業料については、当分の間徴収しないものとする。

附 則

この申し合わせは、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(令和 4 年 4 月 1 日教育大要項等)

この申し合わせは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(12) 大学院専門職学位課程において実習により修得する単位の免除に関する取扱要項

(平成 22 年 2 月 18 日規則第 6 号)

最近改正 令和 5 年 1 月 25 日教育大要項等

- 1 奈良教育大学学則(平成 16 年奈良教育大学規則第 1 号。)第 101 条第 2 項及び大学院専門職学位課程履修規則(平成 20 年奈良教育大学規則第 10 号。以下「履修規則」という。)第 5 条に定めるもののほか、専門職学位課程において実習により修得する単位(以下「実習単位」という。)の免除に関する事項は、この取扱要項の定めるところによる。
- 2 実習単位の免除を受けようとする者は、実習科目免除願(別紙様式 1)及び教育・研究実績証明書(別紙様式 2)を、原則として、入学した年の前期履修登録日までに、教務課に提出しなければならない。
- 3 実習単位の免除に係る審査は、専門職学位課程担当の専任教員 3 名以上で構成する審査会において行う。
- 4 審査会は、当該免除申請に係る実習科目の到達目標基準への適合の可否について、別に定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。
- 5 前項で審査された実習単位の免除については、教務委員会、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 6 実習単位の免除の審査方法、審査基準に関しては、専門職学位課程担当の専任教員 3 名以上及び学外の学識有識者 3 名をもって構成する実習免除評価委員会による評価を行い、審査の客観性を確保するものとする。
- 7 免除した実習単位に係るが学籍簿の取扱いは、次により処理するものとする。
 - (1) 実習による単位修得を免除した授業科目については、「免除は、学則第 101 条第 3 項による」旨を記入する。

附 則

この取扱要項は、平成 22 年 2 月 18 日から施行する。

(略)

附 則(令和 5 年 1 月 25 日教育大要項等)

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

3. 修士課程

(1) 奈良教育大学大学院修士課程履修規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 271 号)

最近改正 令和 5 年 3 月 3 日教育大規則 16 号

(目的)

第 1 条 奈良教育大学学則(平成 16 年奈良教育大学規則第 1 号)第 93 条に規定する、奈良教育大学大学院修士課程履修規則を定める。

(学生の所属等及び研究指導等)

第 2 条 学生は、一つの専攻に所属し、専攻内の一つの専修を選択するものとする。

2 学生は、授業科目の履修及び修士論文作成に関して研究指導教員の指導を受けなければならない。

3 研究指導教員は、学生の申請に基づいて、教授会の議を経て学長が決定する。

(授業科目)

第 3 条 授業科目は、共通コア科目、実践コア科目、専門深化科目及び課題研究から成る。

2 開設授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修単位及び履修方法等)

第 4 条 学生は、専攻・専修の修学方法に応じて、授業科目からそれぞれ次の単位数以上を別表により履修しなければならない。

- 一 共通コア科目 8 単位
- 二 実践コア科目 2 単位
- 三 専門深化科目 14 単位 (各領域 2 単位以上)
- 四 課題研究 4 単位

2 実践コア科目と専門深化科目は、併せて 18 単位以上履修するものとする。

3 課題研究については、研究指導教員と専修関係教員の指導助言により課題を定めて研究を行うが、必要に応じて関係教員の指導のもとに附属学校(園)、次世代教員養成センター等の協力を得ることができる。

(成績評価等)

第 5 条 成績評価は、A(100-90)、B(89-80)、C(79-70)、D(69-60)及びE(59-0)の 5 段階の評語をもつて表し、A、B、C 及び D を合格とし、単位を認定する。

(学部科目の履修)

第 6 条 学生は、当該専攻・専修の研究上有益となる場合に限り、奈良教育大学教育学部において開設する授業科目を履修することができる。

2 前項の規定に基づき履修し修得した単位は、第 4 条第 1 項各号に掲げる単位数には含まないものとする。

3 第 1 項の学部授業科目の履修については別に定める。

(専門職学位課程授業科目の履修)

第7条 学生は、奈良教育大学大学院教育学研究科専門職学位課程が開設する授業科目について、授業担当教員の許可を得て、年間12単位まで（ただし、1学期当たり8単位まで）の範囲で履修することができる。

2 前項の規定に基づき履修した単位は、「その他科目」とし、第4条第1項各号に掲げる単位数には含めないものとする。

（修士論文）

第8条 修士論文は、専攻又は専修に関する主題で、教育に関わる人材としての、伝統文化の持続発展や国際理解教育の進展に寄与しうる内容を有する学術論文とする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。

2 平成16年3月31日以前に入学した学生については、入学年度に適用された奈良教育大学大学院履修規程（昭和58年4月14日制定）があるものとみなして適用する。

（略）

附 則（令和5年3月3日教育大規則第16号）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度入学生から適用する。

2 令和4年度までに入学した者については、従前の規定を適用する。

(2) 学位論文及び卒業論文の審査項目等について

平成21年6月3日
教務委員長

(趣旨・目的)

学生の卒業時・修了時における質の確保を図るとともに、教員の教育能力の向上を図る観点から、学生に対してあらかじめ各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法、学位論文の作成や審査に至るプロセス及び課程の年間計画等を明示することが必要である。また、学修の成果に係る評価及び卒業・修了の認定に当たっては、学生に対してそれに係る成績評価の方針をあらかじめ明示するとともに、当該方針に沿って厳格な成績評価を実施することが必要である。これを踏まえ、学位論文及び卒業論文（以下「論文」という。）の作成指導及び審査については、下記によるものとする。

記

(基本的審査項目)

教務委員会において、決定した基本的審査項目は下記のとおりである。この「基本的審査項目」は、大学院修士課程及び教育学部における教育目的に即したものとして掲げており、これを基本に、必要に応じ、各専修等がそれぞれの論文の特性を十分に考慮した適正な審査項目を策定するものとする。

大学院修士課程「学位論文」

- A) 課題：研究テーマを選んだ動機とその意義付けが明確か
- B) 手法：目的達成のための手法が適切か
- C) 結果：研究結果の記述が適切か
- D) 議論：得られた結果の解釈が論理的か
- E) 引用：関連する研究の評価や引用が適切か
- F) 到達：得られた成果に学術的意義があるか
- G) 示唆：研究結果に社会的・教育的示唆があるか

教育学部「卒業論文」

- A) 課題：研究テーマを選んだ動機とその意義付けが明確か
- B) 手法：目的達成のための手法が適切か
- C) 結果：研究結果の記述が適切か
- D) 議論：得られた結果の解釈が論理的か
- E) 引用：関連する研究の評価や引用が適切か

(審査項目等の明示等)

奈良教育大学卒業論文規則及び奈良教育大学学位規則に定めるもののほか、論文の作成手順、それぞれの論文の特性を十分に考慮した適正な審査項目及び審査に至る過程について、あらかじめ学生に対して明示し、適切に作成指導及び審査を行うものとする。

(3) 奈良教育大学大学院修士課程長期履修学生取扱要項

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 280 号)

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日教育大要項等

第 1 趣旨

この要項は、奈良教育大学学則(平成 16 年奈良教育大学規則第 1 号)第 118 条第 2 項の規定に基づき、修士課程の長期履修学生に関し必要な事項を定める。

第 2 対象者

長期履修学生を希望することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 職業を有している者
- 二 家事、出産、育児、介護等を行う必要がある者
- 三 障害のある者

第 3 申請

長期履修学生として、教育課程を履修することを希望する者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期間内に、学長に提出しなければならない。

- 一 長期履修願
- 二 第 2 のいずれかの号に該当することを証明する書類
- 三 勤務先の所属長の承諾書(現職教員のみ)

第 4 在学期間の変更

長期履修学生が、長期在学期間の延長又は短縮を希望する場合は、次の各号に掲げる書類を、所定の期間内に、学長に提出しなければならない。

- 一 長期在学期間変更願
- 二 勤務先の所属長の承諾書(現職教員のみ)

第 5 審査

第 3 及び第 4 の提出書類については、審査を行い、教授会の議を経て、学長が許可することができる。

第 6 開始時期、期間

長期履修の開始時期は、学年の初めとし、その期間は 1 年単位とする。

第 7 授業料

長期履修学生の授業料の額は、奈良国立大学機構における授業料その他の費用を定める規程(令和 4 年度規程規程第 72 号)に定めるとおりとする。

第 8 雑則

この要項に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年度入学者から適用する。

(略)

附 則(令和 4 年 4 月 1 日教育大要項等)

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(4) 奈良教育大学大学院修士課程科目等履修生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 275 号)

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日教育大規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 奈良教育大学学則(平成 16 年奈良教育大学規則第 1 号。以下「学則」という。)第 57 条第 2 項の規定に基づき、科目等履修生(以下「履修生」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第 2 条 履修生の入学資格は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 83 条に規定する大学をいう。以下同じ。)を卒業した者
- 二 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- 四 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 五 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定(昭和 28 年 2 月 7 日文部省告示第 5 号)した者
- 七 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本学研究科において認めた者
- 八 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- 九 本学研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

(入学の出願)

第 3 条 履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて学長に願い出なければならない。

- 一 入学願書
- 二 履歴書
- 三 前条第一号に該当する者にあつては、最終出身大学の卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書
- 四 前条第二号、第三号又は第四号に該当する者にあつては、当該事実を証明する資料
- 五 最終出身学校の成績証明書

六 現に勤務している者は、所属長の承諾書。ただし、現職教育のため任命権者の命により派遣される者及び産業教育振興法に基づく内地留学生については、その派遣書とする。

七 写真 1枚

(入学志願者の選考)

第4条 履修生の選考は、書類選考のほか、学力検査(実技検査を含む。)及び面接を行うことがある。

(合格者)

第5条 学長は、第3条の志願者について選考のうえ、教授会の議を経て、合格者を決定する。

(入学手続)

第6条 前条の合格した者で、本学に入学しようとする者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 納付された入学料は、返還しない。

(入学許可)

第7条 学長は、前条の規定により入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(入学の時期)

第8条 履修生の入学の時期は、各学期の始めとする。

(履修期間)

第9条 履修生の履修期間は、履修が許可された授業科目の開講学期とする。ただし、引き続き同一科目の履修を希望する者については、入学を許可された年度の翌年度まで、許可を得て履修期間を延長することができる。

(単位認定)

第10条 履修生で講義、演習、実験、実習又は実技に決められた回数出席して試験に合格した者には、教授会の議を経て、単位を与える。

2 履修生が1年間に受講できる授業科目の単位数は、6単位以内とする。

(単位修得証明書の交付)

第11条 履修生が前条第1項により認定された単位については、申請により単位修得証明書を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第12条 履修生の検定料、入学料及び授業料(以下「授業料等」という。)の額は、奈良国立大学機構における授業料その他の費用を定める規程(令和4年度機構規程第72号)に定めるとおりとする。

2 検定料は、入学の志望を受理されたとき、入学料は入学を許可されたとき、授業料は、前期は5月末日までに、後期は11月末日までに、それぞれ納付しなければならない。

3 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員及び産業教育振興法(昭和26年法律第228号)に基づく内地留学生に対する授業料等は、徴収しない。ただし、単位の認定を受けようとする者については、授業料を納めなければならない。

4 納付された授業料等は、返還しない。ただし、次の各号に該当する場合は、本人の申し出により授業料を返還することができる。

一 授業科目が不開講となった場合

二 時間割が変更となり、履修が不可能な場合

(在学期間等の変更)

第 13 条 履修生が、特別な事情により、履修を取りやめ又は在学期間等を変更しようとする場合は、学長に願い出なければならない。

(退学)

第 14 条 履修生が、本学の規則に違反し又は成業の見込みがないと認められた場合には、学長は教授会の議を経て退学を命ずることができる。

(学則の準用)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、履修生に関し必要な事項は、学則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(令和 4 年 4 月 1 日教育大規則第 2 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(5) 奈良教育大学大学院修士課程特別聴講学生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 276 号)

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日教育大規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 奈良教育大学学則(平成 16 年奈良教育大学規則第 1 号。以下「学則」という。)

第 58 条第 2 項の規定に基づき、大学院修士課程特別聴講学生(以下、「特別聴講学生」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第 2 条 特別聴講学生の入学資格は、本学が学生交流に関する協定を締結した他大学の大学院の学生で、教育上有益と認められたものとする。

(入学の出願)

第 3 条 特別聴講学生として入学を志願する者は、所属の大学を通じて次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 入学願書
- 二 所属大学長の推薦書
- 三 健康診断書
- 四 写真

(入学の時期)

第 4 条 入学の時期は、原則として学期の始めとする。

- 2 外国の大学院の学生を特別聴講学生として受け入れる場合において特別の事情があると認めるときは、その入学の時期は、前項の規定にかかわらず、その都度定める。

(入学の許可)

第 5 条 特別聴講学生の入学許可は、所定の手続きを行った者について、教授会の議を経て、学長が決定する。

(在学期間)

第 6 条 在学期間は、1 年以内とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、教授会の議を経て、在学期間の延長を許可することがある。

- 2 特別聴講学生の在学期間は、2 年を超えることができない。

(検定料、入学料及び授業料)

第 7 条 検定料及び入学料は徴収しない。

- 2 特別聴講学生が国立の大学院の学生であるときは、授業料は徴収しない。
- 3 特別聴講学生が公立、私立及び外国の大学院の学生であるときは、奈良国立大学機構における授業料その他の費用を定める規程(令和 4 年度機構規程第 72 号)に定める額の授業料を徴収するものとする。ただし、外国の大学との協定において、授業料が相互に不徴収とされている場合には徴収しない。

- 4 納付された授業料は、返還しない。

(単位の修得等)

第 8 条 受講及び単位の修得については、大学院修士課程の履修規則を適用する。

(単位の授与)

第9条 前条により単位を修得し、教授会において単位を認定されたときは、単位を与え証明書を交付する。

(在学期間等の変更)

第10条 特別聴講学生が、止むを得ない理由により聴講の取りやめ、又は、在学期間等の変更をする場合は、書類をもって学長に願い出なければならない。

(退学)

第11条 特別聴講学生が、本学の規則に違反し、又は成業の見込みがないと認められる場合には、学長は、教授会の議を経て退学を命ずることがある。

(学則の準用)

第12条 この規則に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、学則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和4年4月1日教育大規則第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(6) 奈良教育大学大学院修士課程特別研究学生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 277 号)

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日教育大規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 奈良教育大学学則(平成 16 年奈良教育大学規則第 1 号。以下「学則」という。)第 119 条第 2 項の規定に基づき、大学院修士課程特別研究学生(以下「特別研究学生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(受入れの許可)

第 2 条 特別研究学生の受入れは、教授会の議を経て、学長が許可する。

(入学の時期)

第 3 条 特別研究学生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(検定料、入学料及び授業料)

第 4 条 特別研究学生については、検定料及び入学料は徴収しない。

2 特別研究学生が公立、私立及び外国の大学院の学生であるときは、奈良国立大学機構における授業料その他の費用を定める規程(令和 4 年度機構規程第 72 号)に定める額の授業料を徴収するものとする。ただし、国立大学の大学院学生、大学間特別研究学生交流協定に基づく特別研究学生及び大学間交流協定に基づく外国人留学生については、授業料は徴収しない。

3 納付された授業料は、返還しない。

(研究期間)

第 5 条 研究期間は、1 年を超えないものとする。

(学則の準用)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、特別研究学生に関し必要な事項は、学則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(令和 4 年 4 月 1 日教育大規則第 2 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(7) 奈良教育大学大学院修士課程研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 274 号)

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日教育大規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 奈良教育大学学則(平成 16 年奈良教育大学規則。以下「学則」という。)第 56 条第 2 項に基づき、大学院修士課程研究生(以下、「研究生」という。)について必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 本学において特定の学問分野について高度な専門研究を行う者に対し、その研究に関する知識及び技能を修得させ、研究の成果をあげさせることを目的とする。

(入学資格)

第 3 条 研究生の入学資格は、大学院を修了した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、特定の分野について研究成果をあげ得ると認められる者とする。

(入学志願)

第 4 条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に定める書類に検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- 一 入学願書
- 二 履歴書
- 三 最終出身学校の卒業(修了)証明書及び成績証明書
- 四 研究主題についての研究歴及び研究計画を記したもの
- 五 研究の指導を受けようとする教員の内諾書
- 六 現職者については、所属長の承諾書
- 七 写真 1 枚

(研究生の選考)

第 5 条 研究生の選考は、書類選考のほか、学力検査(実技検査を含む。)及び面接を行うことがある。

(入学手続及び入学許可)

第 6 条 学長は、教授会の議を経て、合格者を決定する。

- 2 合格した者は、入学料を添えて所定の手続きをとらなければならない。
- 3 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(入学の時期)

第 7 条 研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(研究期間)

第 8 条 研究期間は、入学を許可された年度の 1 年以内とする。ただし、引続き研究を希望する者は、通算 2 年の範囲内で許可を得てこの期間を延長することができる。

(指導教員等)

第9条 研究生の指導教員(以下「研究生指導教員」という。)は、研究課題に応じ学長が定める。

2 研究生は、特定の研究課題について研究指導教員の指導を受けるほか、研究指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、他の学生の教育に支障のない範囲において当該研究に関連のある授業の聴講が認められる。ただし、単位を修得することはできない。(研究の修了)

第10条 研究生が所定の期間在学し、その研究を終えた場合には、研究成果の概要等を記載した研究修了届を研究指導教員を経て学長に提出しなければならない。

2 学長は、研究修了者に対し、研究を修了した旨の証明書を交付することができる。(検定料、入学料及び授業料)

第11条 研究生の検定料、入学料及び授業料(以下「授業料等」という。)の額は、奈良国立大学機構における授業料その他の費用を定める規程(令和4年度機構規程第72号)に定めるとおりとする。

2 研究生の授業料は、4月よりの6か月分については5月末日までに、10月よりの6か月分については11月末日までに納入しなければならない。ただし、研究期間が6か月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納入しなければならない。

3 現職教育のため任命権者の命により派遣された者及び産業教育振興法(昭和26年法律第228号)に基づく内地留学生に対する授業料等は、徴収しない。

4 納付された授業料等は、返還しない。ただし、授業料を納入した研究生が在学中に研究の中止を認められ、授業料の返還を申し出た場合は、研究中止月の翌月以降分の授業料を返還することができる。

(実験実習費)

第12条 研究生の実験、実習等に要する費用は、研究生の負担とすることがある。

(研究の中止)

第13条 研究を中止しようとするときは、研究生指導教員を経て、学長に届け出るものとする。

(除籍)

第14条 研究生として不適当と認められる行為があったとき又は第11条第2項に定める授業料納入期間内に授業料を納めないときは、教授会の議を経て、学長がこれを除籍する。

(学則の準用)

第15条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、学則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和4年4月1日教育大規則第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(8) 奈良教育大学大学院修士課程既修得単位に関する取扱要項

(平成 20 年 3 月 14 日規則第 15 号)

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日教育大要項等

第 1

奈良教育大学学則(平成 16 年奈良教育大学規則第 1 号。以下「学則」という。)第 9 条による既修得単位の認定に関する事項は、この取扱要項の定めるところによる。

第 2

既修得単位の認定条件は、学則第 96 条第 2 項の範囲内で、他の大学院において修得した授業科目の授業内容が同一程度のものであると判断した場合に限り、別表に定める認定基準に基づき、本学大学院修士課程において開設している授業科目の単位数で認定する。ただし、他の大学院において修得した単位数が、本学のそれに満たない場合は認定を行わない。

第 3

既修得単位の単位認定を受けようとする者は、原則として、次の書類を入学した年の前期履修登録日までに、教務課に提出しなければならない。

- 一 既修得単位認定願(別紙様式 1)
- 二 授業科目明細書(別紙様式 2)
- 三 成績証明書
- 四 その他本学が必要と認めた書類

第 4

既修得単位にかかる授業科目の判定は、当該授業科目を担当する教員が行い、その意見書を添付する。

第 5

前項で判定された授業科目についての審議は、教務委員会が行う。

第 6

既修得単位を認定された者の学籍簿の取扱は、次により処理する。

- 一 認定された当該授業科目は、学期欄に「認定」と記入する。
- 二 「「認定」は、学則第 96 条による」旨を記入する。

第 7

この取扱要項により、既修得単位を認定された者は、認定された単位に換えて他の科目の履修をし、学習内容の豊富化を図るものとする。

附 則

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(令和 4 年 4 月 1 日教育大要項等)

- 1 この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の要項は、令和4年度大学院修士課程入学者から適用し、令和3年度までの入学者については、なお従前の規定を適用する。

別表

既修得単位の認定基準

区分	修了に必要な単位数		既修得単位認定範囲
共通コア科目	8 単位以上		＼
実践コア科目	2 単位以上	併せて 18 単位以上	＼
専門深化科目	14 単位以上		10 単位
課題研究	4 単位以上		＼
計	30 単位以上		10 単位

(9) 大学院修士課程研究生受入れに関する申合せ

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 274-1 号)

最近改正 平成 23 年 12 月 15 日規則第 50 号

- 1 奈良教育大学大学院修士課程研究生規則(以下「規則」という。)第 3 条に定める入学資格者は、大学院修了者のほか次の各号の一に該当する者とする。
 - 一 研究生としての研究計画に係わる教育・研究又は業務に大学卒業後 3 年以上(短期大学卒業の場合は 5 年以上)従事している者
 - 二 国費外国人留学生(研究留学生、教員研修留学生)
 - 三 本学教育学研究科入学予定者(外国の大学出身者が大学院に入学するまでの期間)
 - 四 外国政府派遣制度に基づく留学生
- 2 規則第 4 条に定める願い出に当たっては、希望する研究指導教員の内諾を得るものとする。

附 則

この申合せは、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 23 年 12 月 15 日規則第 50 号)

この申合せは、平成 23 年 12 月 15 日から施行する。

(10) 奈良教育大学大学院修士課程学生の科目等履修生規則の運用に係る 申し合わせ

(平成 18 年 4 月 1 日規則第 44 号)

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日教育大要項等

- 1 この申し合わせは、奈良教育大学科目等履修生規則(平成 16 年奈良教育大学規則第 261 号。以下「規則」という。)第 3 条、第 10 条第 2 項及び第 12 条第 5 項の規定に基づき、奈良教育大学大学院修士課程学生(以下「院生」という。)の学部授業科目の履修に関し、必要な事項を定める。
- 2 規則第 3 条に定める出願書類については、大学院修士課程学生用学部科目等履修生入学願書とし、その他の書類については省略できるものとする。
- 3 規則第 10 条第 2 項に定める 1 学期間に受講できる単位数は、4 科目 8 単位以内とし、大学院在学期間中に 48 単位以内とする。
- 4 「教育実習」については、履修を認めないものとする。
- 5 規則第 12 条第 5 項に定める検定料及び入学料については、当分の間徴収しないものとし、授業料については、1 学期間に 4 単位(年間 8 単位)以内の履修にかかる授業料は徴収しない。

附 則

- 1 この申し合わせは、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この申し合わせの施行日において在学している院生については、第 2 項のただし書きは適用しないものとする。

(略)

附 則(令和 4 年 4 月 1 日教育大要項等)

- 1 この申し合わせは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の申し合わせは、令和 4 年度大学院(修士課程)入学者から適用し、令和 2 年度までの入学者については、なお従前の規定を適用する。

(11) 奈良教育大学と奈良女子大学との間における学生交流に関する協定書

奈良教育大学及び奈良女子大学は、両大学の規則の定めるところにより、奈良教育大学大学院と奈良女子大学大学院との間において、両大学院の学生が相手大学大学院の授業科目を聴講し、単位を取得することを相互に認めることについて合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

1. 本協定書の実施に関する細部の事項については、この協定書に基づく「覚書」の記載するところによる。
2. 本協定の実施について必要な事項は、両大学の協議により処理するものとする。
3. この協定書は、平成8年4月1日から効力を有するものとする。

平成7年12月25日

奈良教育大学長

奈良女子大学長

(12) 奈良教育大学と奈良女子大学との間における学生交流に関する覚書

平成7年12月25日付け奈良教育大学と奈良女子大学との間で取り交わした協定書に基づく、奈良教育大学大学院と奈良女子大学大学院（以下「両大学院」という。）における学生交流に関しては、この覚書により行うものとする

（実施研究科）

1. 両大学院において学生交流を行う研究科は、奈良教育大学大学院教育学研究科と奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科とする。

（受入れ）

2. 両大学院が受け入れる学生は「特別聴講学生」とし、受入れ学生数及び期間（履修期間）は、それぞれの研究科の協議による。

（授業科目等の範囲）

3. 履修を認める授業科目及び単位数は、それぞれの研究科の協議による。
4. 両大学院は、授業科目等学生の履修に必要な資料を相互に交換する。

（受入れ手続き）

5. 特別聴講学生として履修を希望する学生は、両大学院の定めるところにより、入学願書等を所属研究科を通じて、受入れ研究科に出願する。
6. 受入れ研究科は、必要に応じて選考を行い、その結果を所属研究科を通じて学生に通知する。

（単位の認定及び成績評価）

7. 履修した授業科目の単位の認定及び成績評価は、受入れ大学院の定めるところによる。
8. 認定された単位及び成績評価は、所属大学院の定めるところにより学生に通知する。

（施設等の利用）

9. 両大学院は、特別聴講学生が履修上必要とする施設・設備の利用について、便宜を与えるものとする。

（その他）

10. 上記のほか、学生交流実施に関し必要な事項は、それぞれの研究科間で協議するものとする。
11. この覚書は、令和2年4月1日から効力を有するものとする。
12. 平成10年4月1日「奈良教育大学と奈良女子大学との間における学生交流に関する覚書」は、令和2年3月31日をもって廃止するものとする。

令和2年4月1日

奈良教育大学学長

奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科長

(13) 単位互換に関する協定書

滋賀大学、京都教育大学、大阪教育大学、奈良教育大学及び和歌山大学の各大学院教育学研究科は、単位互換に関して、次のとおり協定する。

(受入れ)

- 1 この協定により、各大学院に受け入れる学生は「特別聴講学生」とし、受入れ学生数及び受入れ期間（履修期間）は、受入れ大学院が決定する。

(授業科目等の範囲)

- 2 履修を認める授業科目の範囲及び単位数は、受入れ大学院が定める。
- 3 履修を認める授業科目の範囲等履修に必要な資料を相互に交換する。

(受入れ手続き)

- 4 受入れ手続きは、次による。
 - (1) 特別聴講学生として履修を希望する学生は、所属大学院の定めるところにより、願書を所属大学院を通じて、所定の期日までに受入れ大学院に提出する。
 - (2) 受入れ大学院は、必要に応じて選考を行い、選考結果を所属大学院を通じて、出願した学生に通知する。

(単位の認定及び成績評価)

- 5 履修した授業科目の単位の認定及び成績評価は、受入れ大学院の定めるところによる。
- 6 認定された単位及び成績評価は、所属大学院の定めるところにより学生に通知する。

(施設等の利用)

- 7 各大学は、特別聴講学生が履修上必要な施設・設備の利用について、便宜を供与する。

(その他)

- 8 上記のほか、単位互換に関し必要な事項は、各大学院が協議の上決定する。
- 9 この協定の改廃については、その都度協議する。
- 10 この協定による取扱いは、調印の日から実施する。

平成8年1月30日

滋賀大学大学院教育学研究科長
京都教育大学大学院教育学研究科長
大阪教育大学大学院教育学研究科長
奈良教育大学大学院教育学研究科長
和歌山大学大学院教育学研究科長

(備考)

令和5年3月31日付、大阪教育大学大学院教育学研究科は本協定より脱退。